

排水設備工事完了検査に関する要綱

(総則)

第1条 この要綱は、松江市下水道排水設備指定工事店（以下「排水設備指定工事店」という。）が施工する排水設備工事（以下「工事」という。）が施工した排水設備工事の排水設備工事取扱基準Ⅵ節の規定に基づく検査について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用語は、排水設備工事取扱基準に定めるもののほか次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 屋内排水設備

屋内に設けられる衛生器具等から汚水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備をいう。

(2) 屋外排水設備

屋内排水設備からの汚水を公共ます等まで排除する汚水ます、管渠及びその他の設備をいう。

(検査の方法)

第3条 排水設備完了検査は、排水設備工事完了届に添付された図書により、適正な施工および管理が行われているかを確認のうえ次の方法で行う。

(1) 現地検査 現地において、設計図書と照合のうえ排水設備関係法令、条例等（以下「排水設備関係法令等」という。）の規定に基づく施工がなされているか検査する。

(2) 書類検査 排水設備工事完了届に添付された検査関係図書により検査を実施する。

(3) 現地検査、書類検査のどちらとするかは管理者が別に定める基準に基づき決定する。

(検査の時期)

第4条 検査の時期は、排水設備工事完了届の提出があった日から7営業日以内を標準とする。

現地検査が7営業日以内に実施できない申請については、排水設備完了届提出時に、その理由および完了検査が実施可能な時期を申し出ること。

2 現地検査の詳細な日時は、申請者と調整のうえ決定する。

(排水設備工事完了届に添付する図書等)

第5条 排水設備工事取扱基準Ⅴ節に定める排水設備工事完了届（以下「工事完了届」という。）に、次に定める検査関係図書を添付し提出する。

なお、検査関係図書の作成要領は「別表－1」のとおりとする。

(1) 社内検査報告書

(2) 施工状況写真

(3) 施工管理写真

(4) 施工管理図

(5) その他検査員が必要と認める資料

2 社内検査報告書の製本方法

社内検査報告書は、日本産業規格A 4 縦型の大きさに前項（2）から（5）までの図書を添付し製本する。

3 表紙は、片面印刷、次ページ以降は両面印刷を基本とする。ただし、図書の種類が変わるところは片面印刷も可とする。

4 図面は、日本産業規格A 3 横型片面印刷を標準とし製本サイズに合わせて折りたたむ
日本産業規格A 3 横型に収まらない場合は、日本産業規格A 0 サイズまでを可とするが、
その場合でも製本サイズに合わせて折りたたみ製本する。

（現地検査の立会人）

第6条 現地検査には、松江市下水道排水設備指定工事店規程（平成25年3月28日松江市上下水道局企業管理規程第3号）第11条第2項に定めがある下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が立会すること。

ただし、やむを得ない理由により、立会人を変更する場合の要件は、次の各号に定めるところとする。

(1) 検査員の事前了解を得ること。

(2) 当該工事を施工した事務所に所属し、松江市上下水道局に届け出ている責任技術者であること。

(3) 当該工事について、検査員の質問に即答できるよう十分な引継ぎを受けていること。

(4) 検査員が真に止むを得ない事情と認めた場合は、この限りでない
真に止むを得ない事情とは次のとおりとする。

- ・ 事故・急病
- ・ 急な葬祭
- ・ その他排水設備責任技術者及び指定工事店の責に帰すことができない突発的な事案による場合

第7条 排水設備の検査は、次の各号による。

(1) 現地検査

完了届添付図面と現地を照合し、添付図面のとおりに施工されているか、また、その施工内容は排水設備関係法令、条例等の規準に合致しているか確認する。

ア 衛生器具からの排水が添付図面のとおりの排水箇所に接続されているか

イ 屋外排水管の経路、管径、延長、形状および勾配

ウ 排水設備のます位置、種別、径、深さおよび形状

エ 屋外排水管の目視による排水状況、変形、蛇行およびたるみ

オ 雨水を汚水排水管に、または、汚水を雨水排水管に接続する誤接続

カ グリーストラップ等各種阻集器の仕様および設置状況

キ ディスポーザ排水処理システムを使用する場合は、仕様及び設備の状況

ク 排水ポンプを使用する場合は、仕様および排水設備の状況

ケ その他検査員が必要とする検査

(2) 書類検査

社内検査報告書および社内検査報告書に添付された図書により、前項の内容および管理状況について検査する。

(手直し等)

第 8 条 検査員は、検査結果が排水設備関係法令等に適合しないと判断したときは、指定する期限内に手直しを行うよう、責任技術者に指示する。

(検査の中止)

第 9 条 検査員は、検査時に次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止する。

- (1) 責任技術者が指示に従わないとき。
- (2) 検査の執行が妨害されたとき。
- (3) 現地と検査関係資料（完了届添付資料及び検査関係図書）が明らかに違うとき。
- (4) 責任技術者の事前の現場チェックが行われず、検査の準備ができていないとき。

(不誠実な行為)

第 10 条 本要綱に定める書類の作成に当たって、瑕疵があり、その瑕疵が松江市下水道排水設備指定工事店規程（平成 25 年 3 月 28 日松江市上下水道局企業管理規程第 3 号）第 10 条第 2 項に該当する場合は、同項の対象とする。

2 前項に該当する瑕疵

- (1) 虚偽の社内検査報告書の作成
- (2) 重大な過失により社内検査報告書の内容が現地と一致しない場合

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、検査について必要な事項が生じたときは、その都度管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から実施する。

(別表－1)

検査関係図書の作成要領

図書名			
社内検査報告書		責任技術者が検査を行った結果	
帳票名		資料No.	管理頻度
	器具接続箇所確認表	資料-1	全箇所
	公共ます接続確認表	資料-2	全箇所
	露出管確認表	資料-3	露出部
	阻集器設置確認表	資料-4	全箇所
	その他設備確認表	資料-5	全設備
施工状況写真		施工状況が分かるように撮影距離、範囲に注意し撮影する。 写真帳には、撮影したスパンの測点番号を記入する。 撮影は、同一測点で行う。(出来形管理は不要)	
工種		撮影時期	管理頻度および管理内容
	床掘	床掘完了後	・0～8m未満 2 スパンに 1 箇所 ・8m～ 全スパン 状況が判読できるように撮影 例：合計 5 スパン→$5 \div 2 = 2.5$ 箇所 <u>(整数以下切り捨て) →2 箇所</u> (スパン延長 3m未満については、隣接スパンとの合計延長が 3mを超えるまで 1 スパンとすることができる。) ※「スパン延長の考え方参照」
	基礎整正	基礎整正時	
	管布設	管布設後埋戻前	
	埋戻	管頂 30cm 程度時 (層ごとの撮影は不要)	
	ます据付	管接続完了時	排水横主管の合流部で管の接続が確認できるように撮影
	排水ヘッダー	管接続完了後	管の接続が確認できるように撮影
	公共ます接続	管接続完了後	公共ますに管を接続したときに撮影
	阻集器の施工	阻集器設置時	阻集器の設置状況を撮影
	その他の設備	適時	施工状況がわかるように撮影
施工管理写真		担当責任技術者が施工管理を行っている状況が分かるように撮影する	
工種		管理時期	管理頻度および管理内容
	器具接続確認	接続ますごと	接続確認を行っている状況を撮影 撮影の際に、鏡等を用いた確認を合わせて行うこと。
	管路延長確認	出来形確認	3 スパンにつき 1 枚程度 延長計測を行っている状況を撮影 ※スパン延長の考え方参照

	高さ確認	出来形確認	高さ計測状況を撮影
	阻集器その他設備	確認状況を撮影	
施工管理図		竣工図に対する出来形を現地で確認した図面（竣工図と同一としても良い）	
図面名		記載方法	
	平面図	配管ルート、接続箇所、延長、勾配等の記載事項に、現場、または関係図書との相違が無いことを確認し、確認箇所に朱書きで「✓」する	
	縦断図	スパン延長、勾配、土被、管底高、ます径、ます種類、ます深さ等の記載事項現地と照合し相違が無いか確認のうえ、確認箇所に朱書きで「✓」する	
	詳細図	現地と照合しその結果を記載（「確認済み」等）	
その他の資料		前記以外に検査員が必要と認めた図書については、その都度作成方法等を指示する	

(表紙)

社内検査報告書

確認番号 ー 号

申請場所 松江市 町 番地 丁目 番 号

申請者名

施工業者名

責任技術者名 ㊟ (自署または押印)

社内検査実施責任技術者名 ⑩ (自署または押印)

↑（担当責任技術者以外が社内検査を行った場合は松江市上下水道局登録責任技術者に限る）

添付資料一覧（記入内容は記入例である。）

[illegible]

(資料-1)

器具接続箇所確認表（記入内容は記入例である。）

設置場所	器具名	接続ます番号	確認済	備 考
1 階	大便器	No.1	✓	
1 階	手洗い器	No.2	✓	
2 階	大便器	No.3	✓	
2 階	手洗い器	No.4	✓	
1 階(101 号)	台所	No.1	○	

※設置場所は、階数、部屋番号等を記載

※確認済は、「✓」、または「○」で記載

(資料-2)

公共ます接続確認表（記入内容は記入例である。）

公共ます番号	公共ます種類	確認内容	確認結果
	塩ビ製	接続箇所数	1 箇所
		ホルソー受口の有無	無し
		落差の計測結果	--cm
	コンクリート製	接続箇所数	1 箇所
		落差の計測結果	--cm
		インバートの状況	良
		接続箇所の仕上げ	良
		側塊の接続状況	良

(資料-3)

露出管確認（記入内容は記入例である。）

場 所	管材・管径	防護の有無	確認結果
2 F 流し立て管	VP50m/m	無し	支障無し
仮設トイレ横引き管	VP75m/m	有り	コーンによる防護
仮設圧送管	EP50m/m	有り	保温防護・コーン防護

(資料-4)

阻集器設置確認（記入内容は記入例である。）

阻集器番号	阻集器の種類	確認内容	確認結果
	グリーストラップ	申請の場所に設置されているか	良
		型式の確認	-----
		必要な排水管が全て接続済みか	良
		雨水の侵入防止は出来ているか	良
	ヘアーキャッチャー	必要な場所に設置されているか	良
		型式の確認	-----
	プラスター阻集器	申請の場所に設置されているか	良
		型式の確認	-----
		必要な排水管が全て接続済みか	

※記入例を参考に作成する。なお、屋外設置の場合は、雨水対策について記載すること。

(資料-5)

その他の設備（記入内容は記入例である。）

設備名	確認場所	確認内容	確認結果
宅内ポンプ	マンホール	設置状況の良否	良
	蓋	密閉性の確認	良
	ポンプ	型式の確認	-----
		吐出状況の確認	良
	制御盤	作動確認	異常無し
		エラー表示確認	異常無し
		停電表示確認	異常なし

※記入例を参考に作成する。なお、屋外設置の場合は、雨水対策について記載すること。

施工状況写真帳（記入内容は記入例である。）

	工種 床掘 測点 No. 1 ～No. 2 施工内容 床掘完了
	工種 基礎工 測点 No. 1 ～No. 2 施工内容 基礎仕上げ完了
	工種 管布設工 測点 No. 1 ～No. 2 施工内容 管布設完了

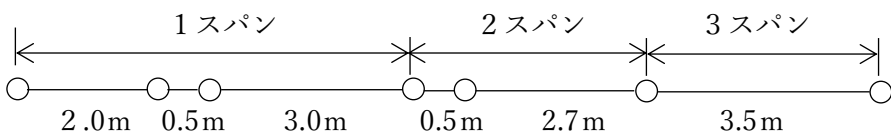
施工状況写真帳（記入内容は記入例である。）

	工種 <u>埋戻</u> 測点 <u>No. 1 ～ No. 2</u> 施工内容 <u>埋戻状況</u>
	工種 <u>ます設置</u> 測点 <u>No. 1 ます</u> 施工内容 <u>横主管</u> <u>屋外排水管</u> <u>接続完了</u>
	工種 <u>排水ヘッダー</u> 測点 <u>排水ヘッダー 1</u> 施工内容 <u>管接続完了</u>

施工状況写真帳（記入内容は記入例である。）

	工種 <u>公共ます接続</u> 測点 <u>公共ます①</u> 施工内容 <u>接続完了</u>
	工種 <u>阻集器</u> 測点 <u>グリーストラップ</u> 施工内容 <u>設置完了</u>
	工種 <u>その他施設</u> 測点 <u>マンホールポンプ</u> 施工内容 <u>据付完了</u>

施工管理写真帳（記入内容は記入例である。）

（撮影頻度）横主管が接続されたます全て	工種 器具接続 測点 No. 1 ます 確認内容 接続確認
（撮影頻度） スパン延長 3m 未満については、隣接スパンとの合計延長が 3m を超えるまで 1 スパンとすることができる。 （例） 3 スパン以下の場合 = 1 箇所 4 ～ 6 スパンの場合 = 2 箇所 7 スパン以上 = 3 スパンに 1 箇所程度  上記の例の場合の撮影箇所は、1 箇所となる	工種 管路 測点 No. 1 ～ No. 2 施工内容 管路延長計測
（撮影頻度）高さ検測の状況をレベル据付場所ごとに 1 枚 （ターンが無い場合は 1 箇所）	工種 管路 測点 No. 1 ～ No. 2 施工内容 高さ計測

●社内検査報告書（表紙）

- ☐ 確認番号……………記載ミスはないか
☐ 申請場所……………
☐ 申請者名……………
☐ 施工業者名……………
☐ 責任技術者名……………自署または押印 があるか
 ↑（工事担当の責任技術者）
☐ 社内検査実施責任技術者名……自署または押印 があるか、**原則、工事担当責任技術者**
 ↑（担当責任技術者以外が社内検査を行った場合は松江市上下水道局登録責任技術者に限る）

●社内検査報告書（添付資料）

- ☐ （資料-1）器具設置個所確認表
☐ （資料-2）公共ます接続確認表
☐ （資料-3）露出管確認表
☐ （資料-4）阻集器確認表
☐ （資料-5）その他の設備確認表

●施工状況写真（責任技術者が写る必要無し、出来形管理の必要無し、施工の状況が分かればよい）

- ☐ 床掘……………不陸、掘り過ぎこね返し、転石等がなく、直線状に掘削されているか
☐ 基礎整正……………管に影響のない基礎仕上がりになっているか、不陸が無い
☐ 管布設……………直線状に布設され、挿入不足等がないか（最終的には仮設材は撤去）
☐ 埋戻……………埋戻、転圧（踏み固め可）が適正にされているか
☐ ます据付……………基礎の状況、立ち上がりの状況、管の接続状況が良好か
☐ 公共ます接続確認……………流入口径に適合した接続がされているか
☐ 阻集器の施工……………排水設備新設等確認申請書に記載の阻集器が設置されているか
☐ その他の設備確認……………適時（排水ヘッダー、汚水ポンプ、制御盤等）

●施工管理写真（責任技術者が写る必要有り）

- ☐ 器具接続確認……………全箇所の接続が確認されているか（排水横枝管との合流部のみ）
☐ 管路延長確認……………3 スパンにつき1箇所程度確認をしているか
☐ 高さ確認……………レベル据付場所ごとに確認しているか
☐ 阻集器その他設備……………適切に設置され、臭気・不明水・病害虫対策がなされているか

●施工管理図（竣工図に対する出来形を現地で確認した図面）

★□ 平面図、縦断面図の確認箇所に朱書き「✓」がしてあるか

＜平面図＞（縮尺は、1/100を標準とし、敷地が大きい場合は配置図を添付すること）

- ☐ 方位、縮尺、隣地（官民・道路）境界線、KBM等及び必要により地番が記載されているか
☐ 汚水配管が敷地内でされている ☐ 排水枝管の内径が記載されているか
☐ 汚水排水の経路が、朱書き（新設：赤実線、既設：赤破線）で記載されているか
☐ 雨水排水の経路が、緑又は青（新設：緑実線、既設：緑破線）で記載されているか
☐ 屋外足洗い場（ガーデンパン等）があるか ⇒ 原則、雨水排水として処理
☐ 屋外洗濯機や下流しがあるか ⇒ 原則、軒下の場合は下水道に接続
☐ 仮設申請の場合 期間、安全対策、管の保護、支持方法、管種、掃除口等の記載があるか
☐ くみとり、浄化槽からの新規接続の場合 既設施設の処分方法の記載があるか

＜縦断面図＞（縮尺は、縦1/20、横1/100を標準とする）

- ☐ 土被りは適正か 基準値は20cm以上、露出管は保護を原則とする
☐ 勾配は適正か 基準値は2.0%、流速は0.6～3.0m/secを目安とする
☐ 数値は正確か 測点、単距離等、追加距離、管底高、土被り、地盤高、勾配
 （勾配は小数点以下2位を四捨五入し、1位止めとする）
☐ 枳の間隔、落差は適正か 枳の最大間隔は管径の120倍、原則はインバート接続
☐ 枳の深さ、内径は適正か 汚水枳の深さ：h＞80cmの場合、内径200mm以上の枍とする
☐ 管種、管径は適正か 硬質塩化ビニル管（VU又はVP）φ100mmを標準とする
☐ ホルソー（シリンダー）接続となっていないか 管底接続を原則とする

※ その他図面（必要により添付されているか）

- ☐ 詳細図（特殊な構造がある場合） ☐ 配水系統図（概ね3F以上の建屋）

メモ欄

【参考資料】：責任技術者による現地確認の重点項目

[illegible]

スパン延長の考え方

公

8

【 スパン長 】

- A No.1～No.2 L=0.7m
- B No.2～No.3 L=2.0m
- C No.3～No.4 L=3.5m
- D No.4～No.5 L=5.5m
- E No.5～No.6 L=2.5m
- F No.6～No.7 L=1.4m
- G No.7～No.8 L=8.8m
- H No.8～公共樹 L=5.5m

【 スパン数の計算 】

ア A+B+C=6.2m (1スパン)

イ D L=5.5m (1スパン)

ウ E+F=3.9m (1スパン)

エ G L=8.8m (1スパン)

オ H L=5.5m (1スパン)

(スパン延長 3m未満については、隣接スパンとの合計延長が 3mを超えるまで 1スパンとすることができる。)

よって、この場合は次のようになる。

スパン延長 0～8m未満のスパン (2スパンに 1箇所管理)

ア・イ・ウ・オの 4スパン

4スパン ÷ 2 = 2箇所

スパン延長 8m～のスパン (各スパン 1箇所管理)

エの 1箇所

よって、施工状況写真は 3箇所となる。

7

6

5

4

1

2

3